

少子化問題の経済分析

— サーベイと若干の試論 —

Economic Analysis on Declining Birthrate :
Survey and Tentative Considerations

石 田 昌 夫

Masao ISHIDA

はじめに

少子化の問題が議論されるようになって久しい。少子化が将来の人口減、一国の経済力の低迷につながるとすれば、これを回避あるいは進展速度を抑制するための方策が検討されなければならない。

少子化を問題視する議論は少なくなく、これまで、国・地方自治体、民間の研究プロジェクトをはじめ、多くの研究者によって、少子化のもたらす影響、少子化の原因、少子化抑制のための研究・提案が公表されてきている。

本稿においては、少子化についてすでに論じられたこれまでの主要な研究成果をサーベイするとともに、若干の政策的提案を試みる。

以下、第1節では少子化による人口減少の影響を見、第2節で少子化の原因をサーベイする。第3節では、少子化に関する、国または大型プロジェクトによる総論を眺め、第4節において、専門分野からの各論を見る。第5節では、少子化対策で考慮されるべき注意点が挙げられる。最後に第6節において、少子化に対応するための若干の試論が提示される。

1. 少子化による人口減少の影響

平成27年版厚生労働白書（2015）では、人口減少がもたらす影響が、次のようにまとめられている¹⁾。

- 1) 人口減少により就業者数が減少する。
- 2) 地方での人口減少が労働力・消費の減少、市場の縮小を招き、社会生活サービスの低下により人口流出という悪循環をもたらす。
- 3) 過疎地における、伝統行事継承、学校の閉鎖、農林水産業の衰退、医療・買い物等の生活サービスの劣化が起きる。
- 4) 都市におけるサービス産業の衰退、都市機能の低下。とくに介護サービスを担う人材の不足。
- 5) 生産年齢人口の減少は、社会保障財源、税収の減少により、社会保障制の維持や財政健全化を困難にする。

2. 少子化の原因

岩澤（2015）は、実証分析により、近年の出生率の低下の90%が初婚率の低下によっていることを示した²⁾。その上で、初婚率低迷の要因を探っている。

結婚のメリットの分析

- 1) 伝統的な社会では、結婚によって大人としての地位が付与された。今日の先進国では薄れつつある。
- 2) 競合するライフスタイルの利点が高まると、相対的に低下する。
 - ・ 単身＝単身生活の利便性は高まっている。
 - ・ 親との同居＝居住コスト、生活費の節約。
 - ・ 同棲＝社会的寛容性は高まっている。

結婚できない要因

- ・ 結婚生活を維持するための経済力の低下、非正規雇用の増加。
- ・ 男女の人口比。男性は数年若い女性と結婚することが多く、若年人口減少過程ではつねに男性が過剰となる。
- ・ 日本では、男性の社会的地位が高いことが好まれるため、高学歴社会となった今日、高学歴の女性と低学歴の男性が配偶者を得にくい。
- ・ 結婚相手に求める条件が、厳しくなっている。見合い結婚が激減し、世話を焼く人も少なくなった。

- ・ 他方、インターネットでの交流サイトなどの場が出現してきている。
- ・ 仕事のために私生活が犠牲になる人が増えた。
- ・ 一人の生活を続けても寂しくないと感ずる男性が増えた。
- ・ 生きがいとなる趣味やライフワークをもつ女性が増えた。

岩澤（2015）では、さらに、既婚夫婦の変化も分析されている³⁾。すなわち同稿によれば、出生行動に関する夫婦の変化に、3つの特徴が挙げられる。

- 1) 晩婚化による子ども数の減少。
- 2) 出会いから結婚までの期間の長期化。これは、交際期間が短くて済む見合い結婚の減少、キャリアの継続を望む女性の増加、結婚よりも自由な恋愛関係を好む人の増加、経済事情の悪化による結婚生活の準備の遅れによる。結婚の遅れは少子化の要因となる。
- 3) 婚前妊娠結婚の増加。

安藏（2014）は、少子化の原因として、次を挙げる⁴⁾。

- 1) 高度経済成長の時代に、家計収入が増加して母親が専業主婦となり、少なく生んで健康で教育水準の高い子を育てるという風潮が支配的となった。
- 2) 1990年のバブル崩壊までに、女性の経済環境が大きく変化した。男女雇用機会均等法の施行、女性の高学歴化、雇用機会の改善などである。

このことから、次の対策が示される。

- 1) 独身男女が「共働き」しながら生活できる環境の整備。これは、結婚を希望する人の増加につながる。
- 2) 1)のためには、「共働き」できる労働環境整備、長時間労働削減、結婚・出産の際の雇用と職の安定、女性活用、非正規雇用の減少、育児休業制度の充実、在宅勤務推進等が必要である。
- 3) 次世代育成を母親任せにするのではなく、男性の育児・教育参加、地域社会による育児支援、学童保育の充実が求められる。
- 4) リプロダクティブ・ヘルスに関する知識の普及。

小峰（2015）は、少子化の原因として、次を挙げる⁵⁾。

- 1) 若者が結婚しなくなっている。出生率は、有配偶率と有配偶出生率で決まるが、近年（1980年から2010年）、有配偶出生率はほぼ変化していない。したがって、出生率の低下は有配偶率の低下によることになる。
- 2) 1)の原因の一部には、結婚を希望していても、望みが叶わない人や、周囲の経済的・社会的状況により結婚できない人も多いと考えられる。
- 3) 晩婚化・晩産化の進展。
- 4) 日本の雇用環境の変化。終身雇用的雇用環境のもとでは、労働の人員調整は、新規雇用者数によって行われる。不況が長引く経済情勢のもとでは、若者の安定雇用が見込めず、結婚の妨げとなる。繁忙期には、長時間労働が求められる、

余暇の減少、家事・育児への参加が困難となる。

また、日本の雇用は、企業を固定して仕事の内容が変化する（メンバーシップ型と呼ばれている）ため、特定の仕事を固定してキャリアを積み重ねていく（ジョブ型）と比較すると、女性が結婚・出産のために一度メンバーを離れるときの復帰が困難である。

松田（2015）は、自治体に対するヒアリング調査やアンケート調査により、次の結果を得ている⁶⁾。

- 1) 出生率が比較的高い自治体は、地域経済に活力があり、雇用状況がよい所かまたはそのベッドタウンである。
- 2) 出生率が比較的高い自治体の住宅価格が手ごろである。
- 3) 結婚・出産・子育て支援を幅広く実施した自治体は、そうでない自治体よりも出生率の変化率が高い。ただし、この効果は人口5万人以上の自治体（市レベル以上）に限られる。
- 4) 3)の自治体では、総人口の変化率もプラスである。
- 5) 結婚・出産・子育て支援の1つ1つは、単独で行われた場合、出生率への効果は見られない。
- 6) 企業誘致政策により創出された雇用者数の多い自治体ほど、出生率の増加率が高い。

これらの結果から、松田（2015）は、国や地方の出生率・総人口回復のためには、結婚・出産・子育て支援と定住・住宅・企業誘致政策を両輪として推進する必要があると論じている⁷⁾。

中井（2015）は、わが国の少子化を、1974年から92年までの第一フェイズと93年以降の第二フェイズに分けて分析している⁸⁾。少子化の第一フェイズは、未婚化による少子化の時期である。未婚化の要因は、「若者間の経済力格差」の拡大と「世代間の経済力格差」にあるとされる。この時期、失業率は高まり、真面目に働けば誰でも家庭を築ける時代が終わった。所得倍増を経験した親元で育った若者達が、自分自身の実質賃金率の低迷にためらい、とくに高所得の家庭に育った女子が、低い生活水準を強いられる結婚生活を好まなかったとされる。

93年以降の第二フェイズでは、貧困化と格差拡大の深刻化により、新たに晩婚化が深刻化したという。この時期に出生児数は急減している。

これらの状況から、中井（2015）は、次の政策提言を行っている⁹⁾。

- 1) 人口1億人維持のためには、出生率ではなく、出生数120万人の回復を目指すべきである。理由は、母数となる女性の数がすでに減り始めているからである。
- 2) 若者の貧困化の解消と多子世帯のインセンティブの強化により、婚姻率の上昇と本来希望する子ども数の実現をはかる。

- 3) 実質賃金指数・実質可処分所得の向上。二次的には、若年正規雇用率改善、非正規雇用の待遇改善、1人当たり所得の向上、女性の正規雇用就業率の向上を目指す。

並川 (2015a, 2015b, 2015c, 2015d, 2015e, 2015f) は、少子化の原因として、女性の非婚化とともに晩婚化・晩産化を挙げ、分析を加えている¹⁰⁾。晩婚化は晩産化に繋がり、晩産化は出産可能年齢の減少により少子化を招く。日本では非嫡出子の割合が欧米に比べて圧倒的に低く、結婚が出産と密接に繋がっていることが指摘されている。医学的に女性が歳をとるほど出産力が低下するという知識が日本は先進国より乏しいことから、並川 (2015a) は、その面の教育の必要性を唱えている。並川 (2015b) では、晩婚化の要因が検討される。

そこでは、次の諸点が、晩婚化の原因として挙げられる¹¹⁾。

- 1) 経済・社会環境・若い人の意識の変化。すなわち、第一次ベビーブームで生まれた団塊の世代は、男性が仕事に専念し、女性は25歳までに結婚・寿退社して家事・育児に専念するという社会的規範を受け入れ、第二次ベビーブームをもたらした。バブル崩壊後は、低成長による低収入・雇用の不安定さから、非婚化・晩婚化・晩産化が進んだ。
- 2) 高学歴化。4年生大学や大学院への進学率が高まれば、結婚年齢が遅くなる。また、高学歴化による教育費・生活費の高騰は、生活設計の面から、少子化を招く。
- 3) 非正規従業員の増加。身分の不安定さ、仕事の環境の悪さは、結婚を躊躇させる。
- 4) 東京一極集中、地域社会の絆の崩壊。ここでは、一極集中の進む東京が、保育所の少なさ、親との同居・近居の困難さ、地域社会の絆の希薄による近隣からの協力の得られ難さにより合計特殊出生率が最低であることが指摘されている。合計特殊出生率の高い地方では、若い女性の数が減少している事実も明かされている。

3. 国・大型プロジェクトによる総論

安藏・鎌田 (2015) は、第2次安倍内閣の少子化対策に関して、2013年に内閣府に設置された有識者会議「少子化危機突破タスクフォース」の取り組みを中心に説明し、合わせて地方創生問題を議論している¹²⁾。安藏・鎌田 (2015) は、まず、わが国で出生率の低下が社会的に問題視されはじめたのは、1989年に合計出生率が、「丙午」の年の異常値1.58を下回る1.57にまで低下したことによることを指摘している。

同稿によれば、第2次安倍内閣は、経済成長政策の課題として、「女性力の発揮」と「人口減少への危機感」への共有を掲げた。少子化担当大臣のもとに設置された「少

子化危機突破タスクフォース」は、少子化に関わる問題の確認と問題解決のための対策の検討にあたりとされる。第2次安倍内閣以前の少子化対策とそれ以後の対策の違いは、同稿によれば、前者は「次世代育成支援」すなわち、結婚し、子どもをもった家計が安心して子育てと就業を行うことができるための環境整備を中心としていたとされる。さらに、働き方について、仕事と家庭の関係をワーク・ライフ・バランスの観点から捉えること、夫の育児への積極的参加を促すものであったとされる¹³⁾。

これに対して、後者は、未婚の若者達の結婚を促進するための支援・対策を重視する。同稿は、1975年から2005年までの間の日本の出生率低下の約90%は、結婚後の経済問題よりは、結婚（とくに初婚）行動の変化で説明される点に言及している¹⁴⁾。

安藏・鎌田（2015）は、第1期と第2期の少子化危機突破タスクフォースについて論じているが、ここでは、第2期の少子化危機突破タスクフォースに焦点をあてて概要を見る。第2期の少子化危機突破タスクフォースは、第1期の少子化危機突破タスクフォースでまとめられた緊急対策を前提にして、それらの対策の具体的な施策と施策の評価を行うために発足したものである¹⁵⁾。

「少子化危機突破タスクフォース（第2期）取りまとめ」¹⁶⁾の概要は次のとおりである。

1) 都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策

都市の問題は低出生率、高い未婚率、待機児童、子育てと仕事の両立等であり、地方の問題は若者の流出、活力の低下等である。それぞれの特性に応じた施策が必要である。

2) 少子化対策のための財源確保

少子化を反転させた欧州の国々と比べて、わが国の家族関係社会支出の対GDP比が低すぎる。対GDP比を高める（2%を目指す）とともに、財源の医療・年金・介護という分野への支出と次世代向けの投資とのバランスを見直す必要がある。

3) 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」のための地域少子化対策強化交付金の延長・拡充

地域少子化対策強化交付金は、2013年度補正予算から認められた。これを継続・拡充していくべきである。

4) 妊娠・出産等に関する正確な情報提供

- ・ 医学的・科学的に正しい情報提供
 - ・ 個人の自由な選択尊重
 - ・ 社会的関心の喚起
 - ・ 誰もが正しい情報にアクセスできる環境
- の4点が求められる。

5) 少子化危機突破の認識共有

- ・ 社会全体における認識共有

少子化対策の効果を高めるためには、結婚・妊娠・出産・育児をめぐり、行政・国民・学校・メディアなど全関係者の意識改革が必要なため、少子化危機突破のための広い認識の共有が必要とされる。

・ 企業における認識共有

若い社員の結婚・子育てへの環境整備に努めることに企業のトップの意識改革が必要である。時間外労働の削減、フレックス・在宅勤務等の柔軟な働き方等の推進が求められる。ワーク・ライフ・バランス支援制度を利用しにくくしているマタハラやパタハラ等の職場風土に対して、多様な対策を講ずることが重要である。

6) 施策の整理・検証(「CAPD」サイクル)の実施

これまでの関連施策をcheckし、効果的なものをactionし、改めてよりよい政策をplanし、doするという手順が重要となる。検証にあたっては、子どもの利益を追求するという観点を重視すべきである。

7) 少子化対策の目標のあり方の検討

定量的な目標と定性的な目標がある。定量的目標は、政府の危機感・覚悟・本気度が国民に伝わり、政策の進捗状況や成果が分かりやすい。反面、個人や家族に負担感を与える恐れがある。「50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す」(経済財政諮問会議の専門調査会「選択する未来」委員会中間報告)の考え方を評価する見解も見られた。

定性的目標は個人の意思を尊重しつつ国の目指すビジョンを示すことが出来る反面、少子化対策の成果や進捗状況が見えにくい面がある。

目標は個人に向けたものではなく、政府や企業に向けたものであることを明示し、目標実現のための政策手段やプロセス、目標到達時の社会の姿を示すことが求められる。さらに、国民の理解と賛同が得られ、子どもの最善の利益に繋がる必要があるとされる。

少子化危機突破タスクフォース(第2期)は、以上の課題を踏まえた上で、3つの提言を行っている。

提言1. 新しい大綱の策定に向けた検討

これまでの大綱が平成26年度で5年を経過することから、上記課題を踏まえた新しい大綱策定の検討に着手すべきである。長時間労働、女性の就業継続支援等就労環境、税制に関する検討を進めるための研究会が必要である。

提言2. 少子化対策集中取組期間の設定と施策の総動員と財源の確保

政府内に戦略本部を設けるなど、政府を挙げた抜本的な少子化対策を目指す。財源としては、現在の対GDP比1%の倍の対GDP比2%を目指す。

提言3. 残された課題に対する議論の進化

個々人が希望する年齢に結婚でき、希望する子どもの数と生まれる子どもの数との乖離をなくす環境整備、「50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す」考え方等を議論していく。人権に十分配慮し、目標は国の目標であることから、個人にプレッシャーを感じさせない十分な説明が必要だとしている。

大淵（2015）は、出生力を置換水準まで回復することを政策目標として設定すべきであるとし、政府と地方自治体の法整備と運用、民間企業の雇用環境、個人の生活と働き方、地域社会の連携等の重要性を唱える¹⁷⁾。

ただ、大淵（2015）は、人間が豊かさを追い求めてきた結果、生産量が増大し、地球環境が傷つけられ、資源が消費され続けていることから、日本の人口も持続的な増加を望むのではなく、静止状態を目指し、その中で穏やかで豊かな社会を築くのがよいと考えている。

平成25年8月の社会保障制度改革国民会議による報告書『社会保障制度改革国民会議報告書—確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋—』、日本創世会議¹⁸⁾のうちの人口減少問題検討分科会による平成26年5月の『成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」』、平成27年3月20日の閣議決定『少子化社会対策大綱—結婚、妊娠、子供、子育てに温かい社会の実現をめざして—』¹⁹⁾、2015年7月の内閣府（編）『平成27年版少子化社会対策白書』、2015年の厚生労働省（編）『厚生労働白書』等では、総論的に、少子化対策が論じられている。

それらにおいて示されている対策の主なものを次のように整理する。

1) 結婚・子育てへの支援

- ・ 国民の希望する出生率（希望出生率）を実現するため、希望を阻害する要因を除去する。
- ・ 若年世代の経済的基盤の確保。
- ・ 非正規雇用のキャリアアップ、処遇改善。
- ・ 短時間労働者への社会保険適用拡大。
- ・ 出会いと結婚の機会作り。
- ・ 妊娠・出産に関する知識普及。
- ・ 妊娠・出産に対する支援。
- ・ 待機児童の早期解消。
- ・ 保育士確保。
- ・ 小一の壁打破。子どもが保育園から小学校に入ると、保育時間の短縮、学校行事の増加、育児時短勤務ができなくなる等の問題を解消。
- ・ 子育て拠点の整備。
- ・ 結婚・出産にかかる経済的負担の軽減・相談支援。
- ・ 児童手当充実。
- ・ 多子世帯への支援。子どもが多いほど税・社会保障を優遇。

- ・ 融資・税制による住宅取得支援。
- ・ 一人親家庭の支援。
- ・ マタニティマーク，ベビーカーマークの普及。
- ・ 地域の実情に応じた子育て支援。
- ・ 放課後児童クラブの充実。
- ・ 子育て支援員の養成。
- ・ 妊娠中の女性・子供連れの方に優しい施設・環境整備。
- ・ 子供連れの方への優遇サービス。

2) 勤労関係

- ・ 男性の育児・家事への主体的参加。
- ・ 長時間労働の是正。
- ・ 子育てと仕事が両立できる働き方の実現。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進。
- ・ 女性労働者の妊娠中・出産後の母性健康管理。
- ・ 少子化対策優良企業の表彰・税優遇措置。
- ・ 女性の就労・登用の推進。
- ・ マタハラ防止の周知・徹底。
- ・ 高齢者の活躍推進。
- ・ 海外の高度人材の受入。
- ・ 育児休業の拡充。
- ・ 人事評価制度の見直し。
- ・ キャリア教育の推進。
- ・ 正規雇用の促進。
- ・ 労働移動支援。

3) 地域改革

- ・ 東京一極集中に歯止めをかける。若者の流出が，地方の人口減の最大の原因である。
- ・ 若者に魅力のある地域拠点都市の創出。
- ・ 地域経済を支える産業の構築。
- ・ 地方自治体の取り組みを支援。

4) その他

- ・ 高齢者優遇制度の見直し。「終末期ケア」など²⁰⁾。
- ・ 三世代同居・近居の支援。
- ・ 観光による交流人口の拡大。

4. 専門分野からの各論

沼尾（2015）は、すでに多くの自治体で出生率の増加，生産年齢人口増加のための施策が推進されていることから，厳しい財政状況を考慮すると，地域をよく知る職員の増員が必要だとしている²¹⁾。地域のつながりを再構築するためにも，職員力の強化に向けた取り組みが求められるとの主張である。

加藤（2015）は，祖父母・親・子・孫が同居する伝統的家族観を持つ家族の出生率が高いことから，家族志向・多子志向の女性たちに財源を集中して支援することが必要であると論じている²²⁾。結婚しない自由，出産しない自由を唱える人たちの老後を支えるのは，伝統的家族観のもとで生活する多子世帯であるとするものである。

棕野（2013）は，2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法にもとづく子ども・子育て支援新制度の意義を論じている²³⁾。その論旨は次のようである。

1) 待機児童の解消

仕事と子育ての両立をはかる十分な保育サービスの保障。

2) 子ども・子育てに対する支援の充実

保育の質の向上，就学前教育の普遍化，子育て家庭に対する相談援助の充実。これらの評価に続いて，棕野（2013）は，残された課題を指摘している。

1) 経済的支援の総合化

制度内部に今後見直すべき課題が多く，子どもの貧困対策を含めた子育て家庭への経済支援に関して，優先順位を明確にした全体的見直しが求められる。

2) 利用者負担の軽減と事業主抛出の拡大

利用者の平均負担率が4割と，きわめて高い。育児休業給付や児童手当に事業主抛出があることから，保育についても事業主等の抛出を求めるべきである²⁴⁾。

3) 個別給付化による保障の強化

延長保育や病児の保育等についても，個別給付による支援の強化が必要である。

棕野（2014）では，2014年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」に基づき，上記の論が一層補強されている²⁵⁾。

吉田（2013）は，「社会保障制度改革国民会議報告書」²⁶⁾を評価する形で，わが国の少子化対策の可能性と課題を論じている²⁷⁾。

1) 施策の方向は正しいとしても，ワーク・ライフ・バランスは期待されるほどには進んでいない。

2) 待機児童の解消を中心とする保育サービスの拡充という限定的・対症療法的にとどまり，社会保障制度や経済全体の持続可能性というフレームワークへ

の位置づけがなされていない。

- 3) 子ども・子育て支援が社会保障 4 経費（年金・医療・介護・子育て）に位置づけられた意義は評価できるが、財源が確保されるかどうか疑問視される。
- 4) 子ども・子育て支援の具体的な制度設計が未確定である。
- 5) 制度の実施主体である市町村について、事業計画策定、会議の設置・運営状況からすると、必ずしも主体的、積極的に取り組もうとしない自治体が少なくない。
- 6) すべての子どもの利益を図るべきとする観点からは、子どもの貧困問題、障害児保育、社会的養護、虐待などの問題への取り組みの明確化が求められる。
- 7) 例外のない保育保障のためには、都市部を中心とした待機児童問題の解消、人口減少地域での保育・教育機能の確保などへの対応が必要である。
- 8) 切れ目のない支援を目指し、「3歳の壁」「小1の壁」に代表される子どもの保育・教育と就労支援の間の様々な切れ目の解消を図る。
- 9) ワーク・ライフ・バランスの促進のため、企業の役割を重視し、税制優遇措置などの効果的インセンティブを検討する。
- 10) 保育所や保育所型認定こども園が幼児教育を行う場合、幼稚園、幼稚園型認定こども園、新幼保連携型認定こども園と同様に学校教育と見なすよう、幼保の違い解消に務める。

Housing Tribune (2015) は、住宅に求められる子育て支援機能の重要性を指摘している²⁸⁾。

その要点は、次のようである。

- 1) 住宅事業者は、賃貸あるいは分譲住宅を提供する際、子育て世代に対して地域や自然からの子育て支援が得られる環境作りが可能である。
- 2) 住宅事業者は、子育て世代と高齢世帯とをつなぐ場を提供することにより、高齢者の力を子育て支援に役立てることができる。
- 3) 入居者同士で子育てをシェアするシェアハウスを子育ての拠点にすることができる。
- 4) 女性の正規雇用増加による共働き世帯の増加に対応できる住まいづくりが必要となる。
- 5) 産後ケアのための環境整備に資することができる。

日本創世会議・人口問題検討分科会(2014)については総論の箇所でも触れたが、人口減少問題を、慢性疾患と捉え、事態への対応を先延ばししない姿勢が必要だと主張している²⁹⁾。

城(2012)は、少子化の原因を日本の雇用制度に求め、労働市場の流動化が少子化対策としてのみではなく、わが国経済の低迷からの脱却に是非とも必要である旨論じている³⁰⁾。城(2012)は、日本の長期雇用制度の特徴が終身雇用と年功序列で示れるとして、これを日本型雇用制度と呼ぶ。年功序列は職能給と呼ばれ、担当業務で

給与が決まる職務給のほうが世界標準であると説く。

城(2012)によれば日本型雇用が少子化を促進するメカニズムは次のようである。

- 1) 終身雇用制度のもとでは、不況時の雇用調整は、まず新卒採用数の削減、ついで非正規雇用契約解消の順に行われる。若年層の雇用の不安定化は、非婚者の増加をもたらし、出生率の低下を招く。

年金の財政赤字のために定年が延長されると、人件費が圧迫されて、新卒採用数が減少する。若年層の雇用環境の悪化は、前と同じメカニズムで出生率を低下させる。

- 2) 日本型雇用が女性の社会進出を阻む。

成熟社会では、子育て・教育費が高い。職場を離れることの機会費用も高い。これは少子化をもたらし、日本型雇用による職能給のもとでは、若いうちは生産性以下の給与で働き、中高年になると生産性以上の報酬を得るという形が取られる(当該論文では40歳前後がターニングポイントとみられている)。企業にとっては、若年層を多く採用することが合理的となるが、この期間は、女性が出産・育児のために休暇を取る可能性の高い時期である。職能給のもとでは、女性が正規雇用から排除されやすいということになる。

城(2012)の提案は、給与体系を日本型の職能給から、世界標準の職務給へ転換させることとなる³¹⁾。

日本経済団体連合会(2014)は、今後の少子化対策に対する要望を行っている³²⁾。この要望では、近年の少子化対策の課題として、「①少子化対策について国民的理解が不十分」であり、これまでの施策に「②スピード、サイズ、サービスの欠如」がみられるとされる。さらに、「③手薄な若者支援」と「④地域ごとの多様性への配慮不足」が指摘される³³⁾。

これらの問題意識を踏まえて、同要望では、具体的な施策のあり方として、次の諸点を挙げる³⁴⁾。

- 1) 高齢者向け歳出の見直し
- 2) 子育てサービスの拡充
- 3) 保育を支える多様な人材の育成・確保
- 4) 自立した若者の育成に向けた教育の充実
- 5) 全ての子どもを支える社会的包摂に向けた取り組み
- 6) 地方における雇用機会の創出と人口減少を前提としたまちづくり

同要望では、企業自身の課題も鮮明にされている³⁵⁾。すなわち、

- 1) 男性も含めた全社的な働き方の改革
- 2) 若者の能力発揮機会の拡大
- 3) 多子世帯を支援する製品やサービスの開発・提供

榊原（2014）は、1980年代以降、フランス、イギリス、スウェーデンなどの高福祉国の出生率が2.0前後、ドイツ、イタリア、ギリシャ、スペイン、日本の出生率が1.4前後であることを指摘し、高出生率の国々では、①女性の労働参加率が高い、②GDPに占める子育てへの公的支出の割合が高い、③保育・育児休業給付、各種手当に多額の予算配布、④子育てを原因とする貧困や失業への不安がないという共通点の存在を明かしている³⁶⁾。同稿では、「GDP比3%」の次世代育成予算が提案されている。

5. 批判的見解

後藤（2013）は、日本の労働者不足を外国人労働者によって補うという主張に関して、論者の議論の土俵が異なるために、議論が合意に達しないと論じている³⁷⁾。土俵の違いとは、移民政策というとき、対象が既に日本に住んでいる外国人か今後受け入れられる外国人かで異なること、今後來る外国人が日本に永住するつもりか出稼ぎのつもりかで異なること、出稼ぎ労働者が専門技術を持つ高度労働者か単純労働者かでも異なることを意味する。

後藤（2013）は、高度専門労働者については、受入推進の合意が得られているとして、単純労働者受入の是非を検討している。

同稿では、外国人労働者受入論の流れを3つに整理する。

- 1) 1980年代後半から90年にかけてのバブル期の人手不足、とくに中小企業の3K職種の人手不足を背景とするもの。
- 2) 少子高齢化による中・長期的な人手不足への対処を論拠とするもの。
- 3) 経済連携協定交渉の過程で、農産物の自由化に加えてヒトの自由化が求められてきていること。

後藤（2013）は、外国人受入の利益は、賃金の低い外国人労働者の受入で商品価格が低下すること、すなわち消費者が恩恵を受けることだとする。他方、その費用面の例は、受入地方自治体の財政圧迫だとする。外国人のための日本語教育要員確保、医療費増加などである。

後藤（2013）は、外国人労働者受入の人数が大きくなるほど利益が費用を上回るとの分析結果を示している。現在、日本での議論で想定される規模の受入数では、マイナス効果のほうが大きいとする³⁸⁾。

この他後藤（2013）は、外国人労働者の多額の本国送金が、日本経済にとってマイナスであること、災害や不況などの有事の際の大量国外流出が経済的混乱を招くとする。このことから、後藤は、少子化対策としては、移民政策よりも、国内での労働生産性向上、女性・高齢者・若者等の一層の活用が重要だとする。

安部（2014）は、合計特殊出生率が2.01人と高い数値を誇るフランスの事例を検討している³⁹⁾。

安部（2014）は、フランスの高い出生率の要因として、以下の3点を挙げる。

- 1) きめ細かな家族政策と教育機会均等政策。これは、家族手当、保育施設、住宅手当のほか、家事の支援や勉学準備手当にまで及ぶ。税制面では「N分N乗方式」が取られ、子どもの数が多いほど税額が低くなる仕組みとなっている。授業料は大学まで無料であり、給付制の奨学金制度も用意されている。鉄道料金を子どもの数に応じて割り引くための大家族カードの支給も行われる。
- 2) 国家としての人口政策への取り組み。安部（2014）によれば、フランスの若者は、60%近くが家庭を築き、子どもを持ちたいと望んでおり、これはヨーロッパでは最高の数値とされる⁴⁰⁾。

フランスでは、国家の基礎単位は個人ではなく家庭であるとされ、個人重視と見られる左派政権時においてすら準備された「家族問題全国会議」が1994年に制度化されている。首相や関連省庁大臣、労使団体、専門家等を含むこの会議により、家族政策が進展させられ、家族政策のための国家予算はGDPの3%超（日本は0.8%）に達するとされる。

- 3) 移民が多く、かつ多様な結婚形態が社会に受け入れられている。移民家庭の多くは、白人フランス人家庭より子ども数が圧倒的に多いとされる。フランスでは、多様な家族形態が許容され、婚外出生の子どもの割合は52.6%と言われる（日本は2.1%）。事実婚や同性カップルに対しても、税控除や社会保障が受けられる「民事連帯契約」が議会で成立している。

これらの状況を踏まえつつ、安部（2014）は、わが国がフランスの制度に対する幻想を抱くべきでないと論ずる。家族形態の多様化に対して国家が法的権利を付与し続けることは、国家の基礎であるはずの家族制度そのものの崩壊を招く危険が大きい。また、移民には、フランスの文化や社会に同化しないものが多く、そうした移民の急増により、フランスのアイデンティティーまでが脅かされてきているというのが論拠である。

熊野（2013）は、安倍内閣の「新3本の矢」に希望出生率1.8がかなう社会の実現が掲げられ、結婚・出産・待機児童解消・幼児教育の無償化拡大を目指す姿勢を評価するが、少子化対策に乗り出すのが遅すぎたと断じている⁴¹⁾。人口減を食い止めるのはもはや不可能であり、それを前提とした縮小均衡に適応すべきだとしている。

熊野（2015）によれば、子どもを増やすためには、結婚を増加させるべきだとされる。経済的事情により結婚できないという事情もあることから、若者の雇用改革が必要だと論じられる。具体的には、非正規雇用者の正規雇用者への転換、初任給の引き上げが提起される。さらに、若者の所得に関して、地方と都市の間の格差の存在が指摘される。地方に有力な企業・産業を育成して、若者を定着させることによって

結婚・出産を増加させることができると説かれる。

小峰（2015）は、少子化対策として、以下を掲げる⁴²⁾。

- 1) 若年失業率の高さ、労働の非正規化、硬直的な雇用関係が結婚の妨げとなっていることから、こうした環境に働きかける。共働きでの家族形成を支援する。
- 2) 結婚後の生活が快適で、子育て支援が十分だと感じられるようであれば、結婚そのものの増加も期待できる。
- 3) 労働時間の短縮。
- 4) メンバーシップ型からジョブ型への移行を目指す。

これらの他、小峰（2015）は、国・地方、企業、個人にもそれぞれの立場から少子化対策に向けた役割を果たすことを求めている⁴³⁾。

大石（2015）は、経済分析の諸結果をサーベイしたうえで、次のような結論を出している⁴⁴⁾。

- 1) 今日のわが国において、女性の労働参加を阻害しない出生率増加には、子ども手当・児童手当といった現金給付よりも、保育サービスの充実が望ましい。
- 2) 配偶者控除や配偶者特別控除、社会保険制度の130万円の壁、第3号被保険者制度は、女性の就業を抑制することから、見直すべきである。これは、女性の労働増加を税収増に結びつけるうえでも必要である。
- 3) 育児休業制度は、女性による取得に偏っている。これは、採用時に女性に不利に働く恐れがあり、さらに育児休業取得者が昇給・昇進の面で不利な扱いを受ける可能性がある。
- 4) 日本の勤労者の1日当たり労働時間は増加しているため、労働と育児の両立は容易になっていない。睡眠時間も先進国で最も短く、しかも女性の睡眠時間が男性より短い。ほとんどの国ではこの逆である。

第3節および第4節で指摘されている少子化対策のうち、男性の家事・育児への参加は、男性の自発的意思であればまったく問題なく好ましいことであるが、不本意な家事・育児への参加強要は、比較優位の原理に背く事柄であることから、慎重な考慮が必要である。

6. 試論：新しい少子化対策

（1）公的年金制度の改革

賦課方式の公的年金制度は、世代間の所得再分配であり、社会保障制度の太い柱として定着している。この公的年金制度が、少子化の大きな原因となっている。このことは、公的年金制度のない状態と比較することにより、容易に理解することが

できる。

公的年金制度のない時代には、親は私的負担により子どもを養育した。これは現在でも基本的に踏襲されている。大勢の子どもを養育した親は、年老いてから、大勢の子や孫の世話を受けて生活する。子どもの養育という私的負担は、老後のケアという報酬をもたらす。

賦課方式の公的年金制度のもとでも、親は子どもを私的費用により養育する。ところが、老後の生活は、次世代勤労者の支払う保険料によってまかなわれ、子弟の養育が報酬を受けることはない。

生涯所得の最大化は、自身では子弟養育の費用負担を最小化し、育児にかかる時間を勤労所得の増加に充当し、受け取る年金額を最大化することにより達成される。人々が賢明かつ合理的に振る舞うことにより、少子化は自動的に実現する。

少子社会を招くことなく、公的年金制度を維持するためには、制度に変更を加える必要がある。ここでの提案は、次のようなものである。

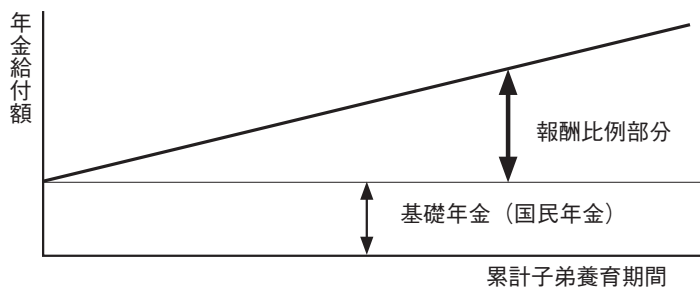
現行の公的年金制度は、1階部分の各人共通の基礎年金（国民年金）と、2階部分の報酬比例部分からなる。この2階の報酬比例部分が、所得とともに増加する仕組みとなっている。この報酬比例部分を所得に連動させるのではなく、子育てという貢献に連動させるというのが、少子化を回避する新時代の公的年金制度のあり方である。この方式の公的年金制度のもとでは、勤労時代に多くの子どもを育て、そのために多大の育児・教育費を負担し、かつ子育てのために所得稼得能力向上の機会や勤労時間を削減された報酬が、老後の豊かさとして実現することになる。

算出する報酬比例部分のベースとしては、累計子弟養育期間を用いるのが適当であろう。たとえば子ども2人を大学院の博士前期課程まで育て、1人を4年制大学までいかせた家庭では、

$$(24\text{年} \times 12\text{ヶ月}) \times 2 + 22\text{年} \times 12\text{ヶ月}$$

が、報酬比例部分の受給年金額となる。下図がその設計図である。

図表 1. 新時代の公的年金制度



（筆者作成）

(2) 実質所得中立型税・補助金方式

(1)で提案した公的年金制度の改革は、人口問題という長期的課題への有効な提案と思われるが、これに加えて、短期的・中期的な有効性を発揮すると期待できるのが、実質所得中立型税・補助金方式である。

課税制度において、水平的公平性は、等しい立場の人を税負担の面で等しく扱うことであり、税の望ましさを判定する有力な租税原則である。

いま、所得稼得能力 w が同等な、2家計 i, j を考える。イメージを鮮明にするため、家計 i は子どもを少しにして、立派に育てることを選好し、家計 j は大勢の子どもに囲まれて暮らすことを選好するものとする。子どもの養育費・教育費の合計を C_k ($k = i, j$, 以下同じ) と書く。子どもを養育するには手間暇がかかるため、勤務時間 y_k が減少する。家計の稼得所得は wy_k である。所得税は線型 $T_k = \alpha wy_k - \beta$ で表されるものとする。家計には、子ども数に応じて、育児手当 A_k が支給される。

C_k, A_k は子どもの数の増加関数である。

課税後所得に育児手当を足し、養育費を引いたものが、家計の生活水準を表す。すなわち、家計の生活水準は、

$$W_k = (1 - \alpha) wy_k + \beta + A_k - C_k \quad (k = i, j) \quad (1)$$

である。実質所得中立型税・補助金方式は、稼得能力の等しい家計は、子どもの養育数にかかわらず、等しい生活水準を享受するという仕組みである。(1)で、 $W_i = W_j$ とすれば、

$$(1 - \alpha) wy_i + \beta + A_i - C_i = (1 - \alpha) wy_j + \beta + A_j - C_j \quad (2)$$

$\Delta y = y_i - y_j \geq 0$, $\Delta A = A_i - A_j \leq 0$, $\Delta C = C_i - C_j \leq 0$ と書けば、(2)より、

$$\Delta y = \frac{\Delta C - \Delta A}{(1 - \alpha) w} \quad (3)$$

が得られる。

子どもの養育費が高ければ勤務時間が増え(すなわち子どもの数が減り)、育児手当が多ければ勤務時間が減る(すなわち子どもの数が増える)というのは自明であるが、(3)からは、所得稼得能力 w が高いと子どもの数はあまり増えないこと、所得税の限界税率が高くなるほど子どもの数が増えることも読み取れる。

実質所得中立型税・補助金方式においては、所得稼得能力が同じ家計であれば、子どもを何人育てても生活水準が同等となることから、子どもの養育費等を考慮する

ことなく、純粹に、希望する子どもの数に応じて子どもを養育することができる。

家計の経済的側面から、政策的に子ども数を増加させるためには、所得税の限界税率を引き上げることが有効となる。

注

- 1) 『平成27年版厚生労働白書』(2015) pp.13－17。
- 2) 岩澤(2015) pp.49－72。
- 3) 岩澤(2015) pp.60－68。
- 4) 安藏(2014) pp.19－46。
- 5) 小峰(2015) pp.7－18。
- 6) 松田(2015) pp.20－22。
- 7) 松田(2015) p.22。
- 8) 中井(2015) pp.37－48。
- 9) 中井(2015) pp.46－48。
- 10) 並川(2015a) pp.30－33, 並川(2015b) pp.20－23, 並川(2015c) pp.20－23, 並川(2015d) pp.18－21。
- 11) 並川(2015b) pp.22－23。
- 12) 安藏・鎌田(2015) pp.233－265。
- 13) 安藏・鎌田(2015) p.237。
- 14) 安藏・鎌田(2015) p.237。
- 15) 安藏・鎌田(2015) pp.246－249で、少子化危機突破タスクフォース(第2期)取りまとめが要約されている。
- 16) 内閣府(2014)「少子化危機突破タスクフォース(第2期)取りまとめ」〈<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2014050336.htm>〉(2015年12月18日参照)。
- 17) 大淵(2015) pp.274－277。
- 18) 2011年5月に発足した、有識者らによる政策発信組織。座長は元総務相の増田寛也氏。学識者や元官僚ら13人で立ち上げられた。
- 19) 〈http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/pdf/shoushika_taikou2_g.pdf〉(2015年12月10日参照)。
- 20) 日本創世会議・人口減少問題検討分科会『成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」』による提案。
- 21) 沼尾(2015) pp.17－19。
- 22) 加藤(2015) pp.224－230。
- 23) 椋野(2013) pp.144－149。

- 24) 椋野 (2013) pp.148 – 149。
- 25) 椋野 (2014) pp.148 – 153。
- 26) 平成25年8月6日に清家篤氏を議長とする「社会保障制度改革国民会議」によりまとめられた。
- 27) 吉田 (2013) pp.13 – 16。
- 28) Housing Tribune (2015) pp.24 – 27。
- 29) 日本創世会議・人口減少問題検討分科会 (2014) pp.1 – 50。
- 30) 城 (2012) pp.34 – 37。
- 31) 城 (2012) p.37。
- 32) 日本経済団体連合会 (2014b) に要約がある。
- 33) 日本経済団体連合会 (2014a) pp. 3 – 8。
- 34) 日本経済団体連合会 (2014a) pp.10 – 14。
- 35) 日本経済団体連合会 (2014a), pp.14 – 15。
- 36) 榊原 (2014) pp.48 – 56。
- 37) 後藤 (2013) pp.410 – 416。
- 38) 後藤 (2013) pp.412 – 4131。
- 39) 安部 (2014) pp.298 – 304。
- 40) 安部 (2014) pp.299 – 300。
- 41) 熊野 (2015) pp.4 – 8。
- 42) 小峰 (2015) pp.21 – 23。
- 43) 小峰 (2015) pp.24 – 27。
- 44) 大石 (2015) p.71。

参考文献

- Housing Tribune (2015)「出生率2014年 1.43▷2020年 1.10 出生率が1.10へ さらに深まる
少子化問題:住宅に求められる子育て支援機能」Housing Tribune, vol.486。
- 安部雅延 (2014)「少子化対策先進国フランスへの幻想と真実」『正論』2014年9月号。
- 岩澤美帆 (2015)「少子化をもたらした未婚化および夫婦の変化」高橋重郷・大淵寛 (編著)『人口減少と少子化対策』所収, 原書房, pp.49 – 72。
- 大石亜希子 (2015)「少子化対策のあり方:経済学的見地からのサーベイ」小峰隆夫・21世紀政策研究所『実効性のある少子化対策のあり方—日本の世界史的役割—』経団連出版。
- 大淵寛 (2015)「人口政策としての少子化対策 (試論)」高橋重郷・大淵寛 (編著)『人口減少と少子化対策』所収, 原書房, pp.265 – 277。
- 加藤彰彦 (2015)「出生率向上に必要なのは伝統的大家族の再生だ」『正論』平成27年12月号。
- 熊野英生 (2015)「少子化対策, もはや手遅れ? 「新・第2の矢」に期待と限界」『金融財政ビジネス』10539。

- 厚生労働省（編）（2015）『平成27年版厚生労働白書』日経印刷株式会社。
- 後藤純一（2013）「少子化対策を移民に頼るな」『文藝春秋』91（2）。
- 小峰隆夫（2015）「総論」小峰隆夫・21世紀政策研究所『実効性のある少子化対策のあり方—日本の世界史的役割—』経団連出版。
- 榊原智子（2014）「持続可能な社会と社会保障に向けて—少子化の視点からの提起—」『生活協同組合研究』462。
- 社会保障制度改革国民会議（2013）『社会保障制度改革国民会議報告書—確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋—』
- 〈www.kantei.go.jp/jp/singi/.../pdf/houkokusyo.pdf〉（平成27年11月12日参照）
- 城繁幸（2012）「なぜ日本型雇用は少子化を促進するのか」『健康保険』66（2）。
- 内閣府（編）（2015）『少子化社会対策白書』日経印刷株式会社。
- （編）（2015）『少子化社会対策大綱—結婚、妊娠、子供、子育てに温かい社会の実現をめざして—』〈http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/pdf/shoushika_taikou2_g.pdf〉（2015年12月10日参照）。
- 中井章太（2015）「若者の貧困化と少子化のメカニズム—高齢化は止められなくても少子化は止められる—」『産開研論集』27。
- 並川寛義（2015a）「一日本の現状と課題—（20）少子化は何故：晩婚化・晩産化」『労働と経済』1586。
- （2015b）「一日本の現状と課題—（21）少子化は何故：晩婚化・晩産化（2）」『労働と経済』1587。
- （2015c）「一日本の現状と課題—（22）少子化は何故：高学歴化（1）」『労働と経済』1588。
- （2015d）「一日本の現状と課題—（25）少子化は何故：高学歴化（4）」『労働と経済』1591。
- （2015e）「一日本の現状と課題—（26）少子化は何故：高学歴化（5）」『労働と経済』1592。
- （2015f）「一日本の現状と課題—（20）少子化は何故：高学歴化（8）」『労働と経済』1595。
- 日本経済団体連合会（2014a）『今後の少子化対策への要望』日本経済団体連合会。
- （2014b）「今後の少子化対策で提言 高齢者への歳出の資源配分のあり方を見直し、子どものために活用を」『労働法令通信』2369。
- 日本創世会議・人口減少問題検討分科会（2014）『成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元氣戦略」』〈www.policycouncil.jp/pdf/prop03/prop03.pdf〉（平成27年11月12日参照）
- 沼尾波子（2015）「財政危機下での少子化対策・子育て支援」『市政』64（8）。
- 増田寛也（2015）「「人口急減社会」における効果的な少子化対策」『學士会会報』912。

- 松田茂樹（2015）「狭義の少子化対策と広義の少子化対策—両輪として推進することが出生率回復に寄与する—」『市政』64（8）。
- 皆川満寿美（2014）「どこへ行く「少子化対策」」『女性展望』669。
- 棕野美智子（2013）「少子化対策の課題と展望」『週刊社会保障』2739, pp.144－149。
- （2014）「少子化対策の課題と展望」『週刊社会保障』2778, pp.148－153。
- 安藏伸治（2014）「少子化の本当の「原因」とその対応」21世紀研究所研究プロジェクト『実効性のある少子化対策のあり方—少子高齢化への対応は日本に与えられた世界的な役割—』21世紀研究所。
- ・鎌田健司（2015）「第2次安倍内閣の少子化対策」高橋重郷・大淵寛（編著）『人口減少と少子化対策』所収, 原書房, pp.233－264。
- 吉田正幸（2013）「子ども・子育て支援と社会保障制度改革—少子化対策のラストチャンス—」『生活経済政策』202号, 2013.11。